

鹿児島市心をつなぐ訪問給食事業業務委託に係る企画提案競技実施要領

1 委託業務名

鹿児島市心をつなぐ訪問給食事業業務委託

2 委託業務の概要

(1) 業務の目的

援護を必要とする高齢者に計画的な配食を提供し、その安否確認を実施することにより、高齢者の健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図るとともに、配食に従事する者とのふれあいを通じて自立意欲を促し、もって高齢者の福祉の向上を図る。

(2) 業務の実施区域

各募集区分の履行開始日及び配食区分、実施場所、配食予定数（令和6年7月実績）は下表のとおりとする。ただし、履行開始日については、市、現配食事業者、及び新配食事業者との協議により、令和7年7月1日より前に開始できるものとする。

募集区分	履行開始日	配食区分	実施場所	配食予定数
A	R7.7.1～	昼	郡山岳町、有屋田町、西俣町、郡山町、油須木町、花尾町、東俣町、川田町、伊敷町、西伊敷5～7丁目、下伊敷町、下伊敷2～3丁目、小野町、小野1～4丁目、小山田町、皆与志町、花野光ヶ丘1～2丁目、新照院町、草牟田町、草牟田1～2丁目、玉里町、永吉1～3丁目、明和1～5丁目、原良町、原良1～7丁目、薬師1～2丁目、鷹師1～2丁目、城西1～3丁目、常盤町、常盤1～2丁目、西田1～2丁目、武1～3丁目、向陽1丁目、広木1～3丁目、田上1～8丁目、田上台3～4丁目、西別府町、武岡1～6丁目、西陵1～8丁目、東坂元1～4丁目	5,907
		夜	郡山岳町、有屋田町、西俣町、郡山町、油須木町、花尾町、東俣町、川田町、伊敷町、西伊敷5～7丁目、下伊敷町、下伊敷1～3丁目、小野町、小野1～4丁目、小山田町、皆与志町、花野光ヶ丘1～2丁目、	1,851

			<p>新照院町、草牟田町、草牟田1～2丁目、 玉里町、永吉1～3丁目、明和1～5丁目、 原良町、原良1～7丁目、薬師1～2丁目、 鷹師1～2丁目、城西1～3丁目、常盤町、 常盤1～2丁目、西田1～2丁目、 武1～3丁目、向陽1丁目、広木1～3丁目、 田上1～8丁目、田上台3～4丁目、 西別府町、武岡1～6丁目、西陵1～8丁目、 東坂元1～4丁目</p>	
B	R 7. 7. 1～	昼	<p>東佐多町、西佐多町、本城町、本名町、 宮之浦町、牟礼岡1～3丁目、岡之原町、 緑ヶ丘町、川上町、下田町、吉野町、 吉野1～4丁目、大明丘1～3丁目、坂元町、 清水町、祇園之洲町、鼓川町、池之上町、 稲荷町、春日町、柳町、浜町、上竜尾町、 下竜尾町、大竜町、上本町、小川町、 易居町、本港新町、山下町、 玉里団地1～3丁目、若葉町、平之町、 東千石町、西千石町、中町、金生町、 照国町、住吉町、大黒町、呉服町、新町、 船津町、城南町、松原町、南林寺町、 甲突町、錦江町、新屋敷町、樋之口町、 山之口町、千日町、加治屋町、中央町、 上之園町、上荒田町、高麗町、天保山町、 荒田1～2丁目、与次郎1～2丁目、 下荒田1～4丁目、鴨池新町、郡元町、 鴨池1～2丁目、郡元1～3丁目、南郡元町、 真砂町、真砂本町、南新町、西紫原町、 宇宿1～9丁目、向陽2丁目、中央港新町</p>	8,804
			<p>東佐多町、西佐多町、本城町、本名町、 宮之浦町、牟礼岡1～3丁目、岡之原町、 緑ヶ丘町、川上町、下田町、吉野町、 吉野1～4丁目、大明丘1～3丁目、坂元町、 清水町、祇園之洲町、鼓川町、池之上町、</p>	

		夜	<p> 稲荷町、春日町、柳町、浜町、上竜尾町、 下竜尾町、大竜町、上本町、小川町、 易居町、本港新町、山下町、城山町、 玉里団地1～3丁目、若葉町、名山町、 平之町、東千石町、西千石町、中町、 金生町、照国町、泉町、住吉町、堀江町、 大黒町、呉服町、新町、船津町、城南町、 松原町、南林寺町、甲突町、錦江町、 新屋敷町、樋之口町、山之口町、千日町、 加治屋町、中央町、上之園町、上荒田町、 高麗町、天保山町、荒田1～2丁目、 与次郎1～2丁目、下荒田1～4丁目、 鴨池新町、郡元町、鴨池1～2丁目、 郡元1～3丁目、南郡元町、真砂町、 真砂本町、南新町、西紫原町、 宇宿1～9丁目、向陽2丁目、中央港新町 </p>	2,395
C	R 7. 7. 1～	昼	<p> 五ヶ別府町、星ヶ峯 1～2、4丁目、 皇徳寺台4丁目、山田町、中山2丁目、 自由ヶ丘2丁目、清和1～2、4丁目、 希望ヶ丘町、東開町、西谷山3～4丁目、 上福元町、谷山中央5丁目、下福元町、 慈眼寺町、和田1～3丁目、平川町、卸本町、 南栄1～6丁目、七ッ島1～2丁目、 谷山港1～3丁目、錦江台1丁目、 坂之上1～8丁目、光山1～2丁目、 喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入町、 喜入一倉町、喜入前之浜町、喜入生見町 </p>	2,403
		夕	<p> 五ヶ別府町、星ヶ峯 1～2、4丁目、山田町、 清和1、4丁目、希望ヶ丘町、東開町、 西谷山3～4丁目、上福元町、下福元町、 慈眼寺町、和田1～3丁目、平川町、卸本町、 南栄1～6丁目、七ッ島1～2丁目、 谷山港1～3丁目、錦江台1～3丁目、 坂之上1～8丁目、光山1～2丁目、 </p>	918

			喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入町、 喜入一倉町、喜入前之浜町、喜入生見町	
--	--	--	---	--

(3) 業務の内容 仕様書のとおり

3 契約期間（見込）

契約締結の日から令和8年3月31日まで

準備期間 契約締結の日から令和7年6月30日まで

履行期間 令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

- (1) 配食ルートの確認や利用者情報の確認等を行い、支障なく配食が開始できるよう、準備期間を設ける。ただし、準備期間の間は、新配食事業者へ委託料の支払いは行わない。
- (2) 履行開始日については、(1)の準備が整えられた場合に限り、市、現配食事業者、及び新配食事業者との協議により、令和7年7月1日より前に開始できるものとする。
- (3) 受託事業者においては、令和8年度及び令和9年度の当該業務について、引き続き委託することがある。ただし、契約期間は一年度毎とし、前年度の当該業務が問題なく履行されている場合に限る。

4 資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人格を有すること。
- (3) 納期の到来している鹿児島市税（鹿児島市税が課税されていない者で市外に主たる事務所等を有する者にあつては、主たる事務所等の所在地の市町村税。）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) この公告の日から入札参加資格審査申請の受付期限の日までにおいて、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者を除く。）でないこと。
- (8) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 調理から配達及び安否確認までを行う一連の業務を自らの責任により実施できる事業者（業務の一部を別の事業者に再委託する場合にあつては、当該再委託先の事業者を含む。）で、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可を

受け、又は同法第57条第1項に規定する営業の届出を行っていること（同許可又は同届出を要しない事業者を除く。）。

- (10) 令和6年1月以降において、管理栄養士又は栄養士が作成した献立による高齢者向けの食事の提供を日常的に行っていること。

5 企画提案競技日程

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| (1) 告示 | 令和7年2月3日（月） |
| (2) 説明会 | 令和7年2月5日（水） |
| (3) 質問書提出締切 | 令和7年2月6日（木）正午まで |
| (4) 質問書への回答 | 令和7年2月12日（水）以降 |
| (5) 企画提案競技参加申込書等の提出締切 | 令和7年2月13日（木） |
| (6) 参加者決定通知 | 令和7年2月17日（月） |
| (7) 企画提案書提出締切 | 令和7年3月10日（月） |
| (8) 業者選定委員会（予定） | 令和7年3月18日（火） |
| (9) 選定結果通知（予定） | 令和7年3月19日（水） |
| (10) 委託契約締結（予定） | 令和7年4月 |

6 企画提案提出要領

(1) 受付期間

ア (3)の提出書類のうちアに掲げるもの

この告示の日から令和7年2月13日（木）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

イ (3)の提出書類のうちイに掲げるもの

令和7年2月17日（月）から同年3月10日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出書類及び提出部数

イ(ア)から(ウ)までは正本1部（表紙に会社名、所在地及び代表者を記入し押印すること。）及び副本9部（会社名、所在地、社章等の企業名が分かる記述をしないこと。）を、これら以外は各1部を提出するものとする。ただし、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録されている者は、提出書類中(エ)の書類の提出を省略することができる。

ア 参加資格審査申請書等

(ア) 鹿児島市心をつなぐ訪問給食事業業務委託契約に係る企画提案競技参加資格審査申請書（様式第1）

(イ) 食品衛生法による営業の許可を受けていること又は届出を提出していることが分かる書類（調理から配達及び安否確認までの業務の一部を別の事業者にも再委託する場合にあっては、再委託先の事業者を含む。ただし、同法による営業の届出対象外

となる場合は不要。様式なし)

- (ウ) 会社概要（経営理念・方針、事業内容及び組織体制（調理から配達及び安否確認までの業務の一部を別の事業者に再委託する場合にあつては、再委託先の事業者を含む。）様式なし。パンフレット可）
- (エ) 商業登記簿謄本（提出日前3月以内に発行されたもの。写しでも可）
- (オ) 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（告示日以後に発行のものに限る。鹿児島市税が課税されていない者で市外に主たる事務所等を有する者にあつては、主たる事務所等の所在地の市町村税に滞納がないことを証明する書類。写しでも可）
- (カ) 税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書（その3）（提出日前3月以内に発行されたもの。写しでも可）
- (キ) 決算書（財務諸表（貸借対照表及び損益計算書））直前1期分

イ 企画提案書

- (ア) 企画提案書表紙（様式第3）
- (イ) 実施体制に関する提案（様式第4）
- (ウ) サービスの内容・事業意欲に関する提案（様式第5）

(4) 提出方法

直接持参

(5) 提出先及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課在宅支援係

電話 099-216-1267

(6) 企画提案書の取扱い

提出された企画提案書の取扱いは次のとおりとする。

ア 企画提案書は、返却しない。

イ 企画提案書の作成、提出など、企画提案競技への参加に関する一切の費用は、提出者の負担とする。

ウ 企画提案書は、審査及び説明を目的に、その写しを作成し、使用することができる。

エ 企画提案書は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、提出者名を伏せて審査する。

オ 企画提案書は、提出後の差替え、追加等は認めない。

カ 企画提案書の提出後に本市が必要と認める場合は、書類の追加を求めることがある。

キ 提出書類について、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があつた場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。

(7) 作成上の注意

ア 企画提案書は、A4版で作成し、ページ番号を見易い位置に付すこと。

イ 提案書の内容は、文書で簡潔に概要を記述すること。

ウ 様式のほかに、文書を補完するためのイラスト、イメージ図等を添付してもよい。ただし、添付する書類はA4版とし、関連する様式の次に添付し、様式と併せて通しでページ番号を見易い位置に付すこと。

エ 会社名、住所、社章等の企業名が分かる記述をしないこと。また、パンフレット等を添付する場合も、企業名が分かる部分があるときは、見えないように紙を貼るなどして隠すこと。

オ 企画案は、1社1案とする。

(8) 試食

評価項目に試食を設けているため、鹿児島市が指定する容器に1食分を用意し令和7年3月18日（火）に献立表とともに持参すること。また、現時点で時間が未定であるため、決まり次第後日提案者へ連絡を行うものとする。

なお、指定する容器は書類提出時に渡すものとする。

7 企画提案競技要領説明会

(1) 日時

令和7年2月5日（水）午前10時から午前11時まで

(2) 場所

鹿児島市山下町15番1号

かごしま市民福祉プラザ 5階 小会議室1

8 本業務に関する質問

本業務の仕様書、実施要領等に係る質問については、質問書（様式第2）を提出することにより行うこと。

(1) 提出期限

令和7年2月6日（木）正午まで（期限厳守）

(2) 提出方法

電子メール（送信後、電話等で着信を確認すること。）による。なお、電話、口頭、又は電子メール以外の書面による質問及び期限後の質問は一切受け付けない。

(3) 提出先

鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課在宅支援係

電子メールアドレス chouju-zai@city.kagoshima.lg.jp

(4) 回答方法

質問の内容とその回答は、令和7年2月12日（水）以降、本市ホームページ上に掲載する。

9 企画提案審査

(1) 選定方法

募集区分毎に1者を選定する。

鹿児島市訪問給食事業業務委託業者選定委員会において、企画提案書の審査、試食を行い、審査委員が評価項目ごとに評価点を付け、合計得点が全体の6割以上のもののう

ち、最高得点のものから、応募した希望順に選定する。ただし、1者しか応募がない募集区分においては、希望順に関わらず、合計得点が全体の6割以上の当該応募者を優先的に選定する。

(2) 失格事項等

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ア 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しなかった場合
- イ 企画提案競技に参加する資格要件を欠くこととなった場合
- ウ 提出書類に重要な誤脱があった場合
- エ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- オ 審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- カ その他この実施要領の規定に違反する場合

(3) 実施日 令和7年3月18日(火)

(4) 注意事項

- ア 追加資料等の提出は認めない。
- イ 辞退する場合は、6(1)イに記載する日までに辞退届(様式は任意)を提出するものとする。
- ウ 契約候補者として適当であると認められる者がいない場合は、契約候補者を選定しないことがある。

10 評価基準

審査項目	評価項目	点数配分
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員数(アルバイト、パートを含む。)及び経営状況 ・車両所持台数(本事業において使用する台数) ・1回あたりの最大の調理及び宅配配食可能食数 ・配食サービスの実施状況とその内容 ・業務の実施体制について (調理担当職員、配達担当職員、責任者の配置等) ・従業員への研修制度 ・衛生管理(食中毒対策) 	47点
サービスの 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・献立内容 ・苦情・要望等への対応 	15点
事業意欲	<ul style="list-style-type: none"> ・事業意欲 ・個人情報管理、情報漏洩の防止対策 ・安否確認に対する考え ・緊急時対応マニュアルの内容 ・業務に対する考え(視点) 	38点

試食	<ul style="list-style-type: none">・見た目・味・食べやすさ・安全性	10点
合 計		110点

1.1 選定結果について

- (1) 審査結果は、プレゼンテーションに参加した参加者に文書で通知する。
- (2) 選定結果に対する質問及び異議申し立ては認めない。